

## 原子力損害賠償補償契約「付属通知書」の変更通知漏れに係る 文部科学省からの指導について

平成17年9月8日  
北陸電力株式会社

当社は、原子炉の運転において「原子力損害の賠償に関する法律<sup>注1</sup>」に基づく損害賠償措置として、文部科学省と原子力損害賠償補償契約<sup>注2</sup>（以下「補償契約」）を締結しています。原子力事業者は、この補償契約約款に付帯する付属通知書<sup>注3</sup>に変更が生じた場合、変更内容を同省に通知することとなっています。

当社は、これまで志賀原子力発電所1号炉の原子炉設置変更許可に伴う付属通知書の変更通知を行っていなかったことから、本年3月24日に変更通知を行いました。が、3月30日に同省より変更通知漏れに対する嚴重注意を受け、再発防止の徹底を求める文書を受領いたしました。

変更通知を行っていなかった原因は、原子炉の増設時以外の設備変更等についても補償契約約款上、通知が必要であるとの認識が低かったことによるものです。

当社といたしましては、本件についての同省からの指導を真摯に受け止め、今後このようなことがないよう社内関係箇所への徹底を図るとともに、社内規程の見直し等、再発防止に万全を期しているところです。

### 【通知が漏れた志賀原子力発電所1号炉に係る変更内容】

- (1) 平成4年2月の原子炉設置変更許可に伴う変更
  - ・核燃料物質の種類・年間予定使用量の変更
- (2) 平成12年12月の原子炉設置変更許可に伴う変更
  - ・核燃料物質の種類・年間予定使用量の変更
  - ・使用済燃料貯蔵プールの貯蔵能力増強
  - ・新型制御棒の採用
  - ・使用済燃料の再処理委託先確認方法の一部変更

### 【再発防止対策】

- (1) 損害保険業務取扱指針に変更通知に関する条項を明記
- (2) 総務・原子力両部門の連携強化

以上

注1：原子力損害の賠償に関する法律

原子力損害が発生した場合の賠償制度を定めた法律。原子力事業者の無過失・無限責任、損害賠償措置の強制等を規定。

注2：原子力損害賠償補償契約

原子力損害の賠償に関する法律で原子力事業者に強制される損害賠償措置として、事業者と文部科学省が締結する契約であり、民間保険で補填しない原子力損害を補填する。

注3：付属通知書

補償契約の締結又は変更に際し、原子力事業者が文部科学省に通知しなければならない事項を記載した書類であり、原子炉の使用目的・基数、原子炉施設の構造・設備、使用する燃料等について記載している。